

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

No	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
1	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）等の一部を改正する省令案	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 28 条、第 30 条、第 38 条及び第 100 条第 1 項第 2 号	別紙 2 - 1
2	高周波利用設備の技術基準の特例を定める告示案 （平成 27 年総務省告示第 207 号（無線設備規則第 65 条第 1 項の規定に基づく通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を定める件）を廃止）	本件による改正後の電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項及び第 46 条の 7 第 1 項並びに無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 65 条第 1 項	別紙 2 - 2
3	通信設備以外の高周波利用設備の電源端子及び有線通信端子における妨害波電圧並びに妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める告示案 （平成 27 年総務省告示第 211 号（無線設備規則第 65 条第 2 項の規定に基づく通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）を廃止）	本件による改正後の電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 6 号の(8)、同項第 12 号の(8)、同項第 13 号の(7)、同項第 14 号の(8)、同項第 15 号の(7)、同規則別表第 8 号第 1 及び無線設備規則第 65 条第 2 項	別紙 2 - 3
4	平成 14 年総務省告示第 544 号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第 46 条第 2 項及び第 46 条の 3 第 3 項	別紙 2 - 4
5	高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令案	電波法第 100 条第 2 項、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項	別紙 2 - 5